年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる人=

【老齢基礎年金を受給している人】

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①65歳以上である
- ②世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ③年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人】

・前年の所得額が約472万円以下である

請求手続方法=

◆新たに年金生活者支援給付金を受け取りいただける人 受け取りの対象になる人には、日本年金機構から8月下旬 頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のハガキ (年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。 令和4年1月4日までに請求手続が完了しますと、令和3 年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

◆年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所等で請求手続きをしてください。

【日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください】

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは 給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお電話ください。 **問合せ**=給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092(ナビダイ ヤル))、奈良年金事務所(☎0742-35-1371)(保険年金課)

広 告 欄

■くらしのインフォメーション

ひとりで悩まないで

わたしたちに ご相談ください!



災害に便乗した悪質 な事業者に要注意!

大和郡山市消費者センター ☎ 53-1583 (直通) 相談受付 月~金曜日 9時~16時

地震、台風、大雨、大雪などによる自然災害が 毎年のように発生しています。自然災害が発生 すると災害に便乗した事業者とのトラブルも多 く報告されます。みなさん注意しましょう。

【事例1】-

突然事業者が訪問してきて「数年前の地震で受けた住宅の損傷を保険を使って自己負担なく修理できる。私たちが無料で調査して保険申請を手伝う」と勧誘された。

この場合、「保険を使って」と言われていますが、そもそも保険金が支払われるのかわかりません。その場ですぐに契約せず、まずは自身が加入している保険会社や代理店に相談しましょう。

【事例2】

台風の影響で屋根の修理が必要になった。修理を依頼しているが順番待ちの状態。ある日、住宅修理の事業者から電話で勧誘され見積りにきてもらった。屋根の状態を見てもらうと、何か所か修理箇所を指摘された。修理費用として100万円必要だと言われたが不審に思っている。

「早く工事しないと大変なことになる」など不安をあおって契約を急がせたり、工事内容について詳しく説明されずに工事が行われ、高額な請求をされるケースが見られます。その場ですぐに契約せず、工事の内容や費用について複数の事業者から見積りをとって比較検討するようにしましょう。また【事例1】【事例2】とも訪問販売に該当します。契約をしてしまっても契約書面が交付された日から8日以内であればクーリング・オフができます。契約書面を受け取っていない場合や、記載内容に不備がある場合もクーリング・オフができます。

市役所の職員を名乗り電話や訪問で義援金を 募るケースも報告されています。市役所の職員 が戸別に義援金を集めることはありません。く れぐれも注意してください。